

特許情報と電子出願の普及に向けて

ユーザーフレンドリーな情報活用システムの提供

独立行政法人工業所有権情報・研修館
情報提供部長

田中 守章

PROFILE

1973年特許庁入庁、九州経済産業局特許室長（出向）、特許庁出願支援課特許行政サービス室長を経て、2009年4月より現職。



1 はじめに

特許庁では、1984年（昭和59年）に着手したペーパーレス計画の進展により、今日では特許庁への出願から審判、登録に至る基本的にすべての手続が電子化され、特許庁内の業務処理や審査・審理の迅速化へと繋がっており、さらにはそこから生成された特許公報等の各種情報も電子化情報として一般に提供している。

こうした特許庁の取り組みを広く普及・支援することを目的に、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、INPITという。）では、「情報」と「人」をキーワードに、特許情報の活用促進と活用のためのインフラ整備として検索エキスパート研修等を通じた人材育成などの各種事業を展開している。

とりわけ、特許情報の活用促進の観点から、電子化さ

れた特許情報の提供と特許情報の源泉ともいべき特許庁への電子手続の唯一のツールである電子出願ソフトの開発・普及の各事業をINPIT情報提供部において実施している。

本稿では、特許情報の提供状況と電子出願の概要について紹介する。

2 特許情報の提供状況

INPIT情報提供部では特許情報を迅速かつ容易に検索できる環境を整備するための事業の一つとして、蓄積された特許情報とその検索システムをインターネットを介して無償で提供する特許電子図書館（IPDL：Industrial Property Digital Library）サービスを実施している。

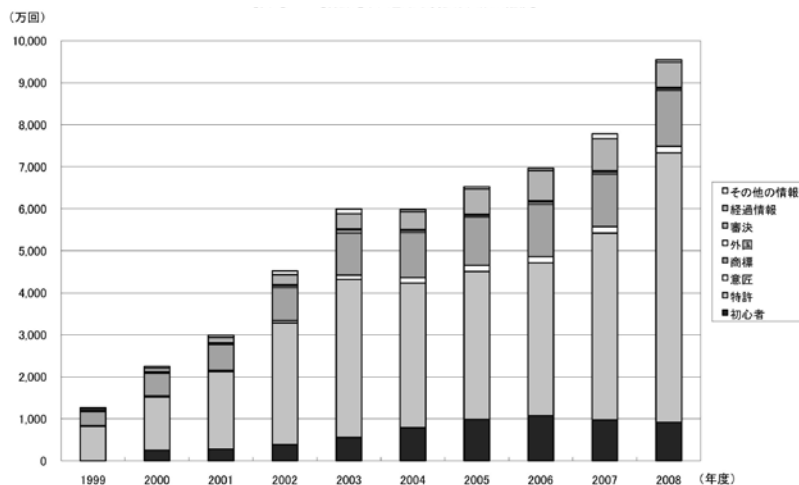


表1 特許電子図書館年度検索回数の推移

文献の種類	文献蓄積数
特許・実用新案	約 3,490 万件
意匠	約 450 万件
商標	約 670 万件
外国文献	約 2,400 万件
その他	約 90 万件
合計	約 7,100 万件

(2009年4月現在)

表2 特許電子図書館 (IPDL) の文献蓄積数

IPDLでは、特許庁が明治以降発行の特許、実用新案、意匠、商標の公報を主に約7,100万件(2009年4月現在)の蓄積した国内外特許文献をキーワード等で検索することができる。また国内外特許文献以外にも、出願、登録、審判に関する経過情報等も提供しており、その利用は毎年右肩上がりに増加している。【表1】【表2】

また、情報提供部ではインターネットを介して一般のパソコンで誰もがいつでも容易に利用できるIPDLサービスに加え、場所は特定されるものの、特許庁庁舎2階に設置する公報閲覧室及び全国主要都市8カ所に設置する地方閲覧室で特許情報等の閲覧サービスを実施している。そこでは近年の閲覧ニーズの高度化・多様化に応えるため、より高度な検索が可能となる「特許審査官端末」を導入・設置し、本年7月(注1)から順次サービスを開始した。

特許審査官端末は、特許庁の特許審査官が利用する端末と同等の機能を有し、かつ特許庁の検索システムにアクセスすることから、未公開情報を除く国内外特許文献のサーチを行うことを可能としている。【図1-1】【図1-2】



図1-1 特許審査官端末



図1-2 公報閲覧室

3 電子出願について

3.1 電子出願の経緯と現状

特許庁への出願等の手続は、INPITが提供する出願ソフトを利用して、自宅や会社のパソコンからオンラインで特許庁への手続を行う方法と書面で行う方法がある。

電子出願の受付は、1990年(平成2年)12月からISDN回線を利用した「専用端末を介した特許・実用新案のオンライン出願」がスタートし、その後、順次開発を進め、1998年(平成10年)4月からは、ISDN回線を利用した汎用パソコンによる出願や各種手続書類等のオンライン閲覧を可能とした。2000年(平成12年)1月には、意匠、商標、審判(査定系)、PCTの国内手続がオンラインで可能となり、さらに、2005年(平成17年)10月からは、新たにインターネット回線を利用したオンライン手続が開始され、現在は通信方法の異なる二通りの電子出願手続が可能となっている。

なお、よく問われる呼び名に「パソコン出願」と「インターネット出願」がある。パソコン出願とは、ISDN回線を利用した電子出願をいう。また、インターネット出願とは、ADSL、光ファイバー、CATV等の大容量・高速通信が可能でブロードバンドを実現しているインターネット常時接続を前提とした回線を利用した電子出願をいう。現在、通信方法の異なる二通りの電子出願手

(注1) 「知的財産推進計画2006」において、特許審査官端末の設置が求められたことを受け、公報閲覧室に2007年(平成19年)1月に特許審査官端末を16台設置し、試行的にサービスを開始。その後、機器の更新時期を迎えた本年7月に地方閲覧室を含む全閲覧室の閲覧用機器をすべて特許審査官端末にリニューアルし、サービスを開始。



(参考: 電子出願の歴史)

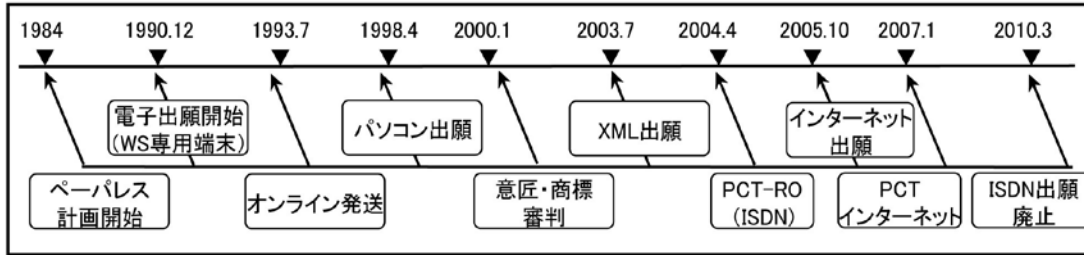


図 2

続があることから呼び名に困惑しているように考えられる。【図 2】

3.2 電子出願の概要

現在、パソコン出願とインターネット出願の二通りの電子出願手続があるが、2010年（平成22年）3月末にパソコン出願を廃止し、同年4月からはインターネット出願に一本化されるため、本稿ではインターネット出願について紹介する。

(1) インターネット出願とは

インターネット出願とは、ADSL、光ファイバー、CATV等のブロードバンドのインターネット回線を利用し、電子証明書・電子署名等の技術と専用のソフトウェア（INPITが提供するインターネット出願ソフト）を用いて、自宅や会社のパソコンから特許庁へ特許等の出願や、特許庁からの書類等の受け取りを行うサービスである。

また、インターネット出願システムは、通信に関してはSSL暗号化通信を採用することにより情報の漏洩を防止し、また、出願書類等の送付文書の真性を証明する方法として電子証明書による認証方式を採用することにより、なりすましによる出願書類や情報の改ざん防止をしていることから、特許庁と利用者との間で安全に出願書類等の文書を取り交わすことが可能である。

(2) インターネット出願の利用手順

インターネット出願を利用するためには事前の準備

が重要である。ポイントとなる事項についてはインターネット出願のイメージ図を参照されたい。【図 3】

<解説>

①インターネット接続パソコンの準備

インターネット出願を利用するためには、Windows / Mac / Linux パソコン及びインターネット接続環境が必要である。

②電子証明書の購入

インターネット出願を行うためには、所定の認証局が発行する電子証明書の購入が必要である。

③インターネット出願ソフトの入手

インターネット出願を行うためには、専用のソフトウェア（インターネット出願ソフト）が必要。インターネット出願ソフトの入手は、請求に基づき、INPITのダウンロードサーバから無償で入手できる。

④申請人利用登録

インターネット出願を利用して出願等の手続を行うためには、インターネット出願ソフトを利用して、事前に特許庁へ申請人識別番号と電子証明書の組み合わせを登録する必要がある。

⑤出願書類等の作成

ワープロソフトを利用して出願書類等を作成（電子出願ソフトサポートサイトでは各種書類のひな型を提供している。）し、インターネット出願ソフトで入力チェックを行い、特許庁提出の出願フォーマットに変換する。

⑥出願（インターネット出願）

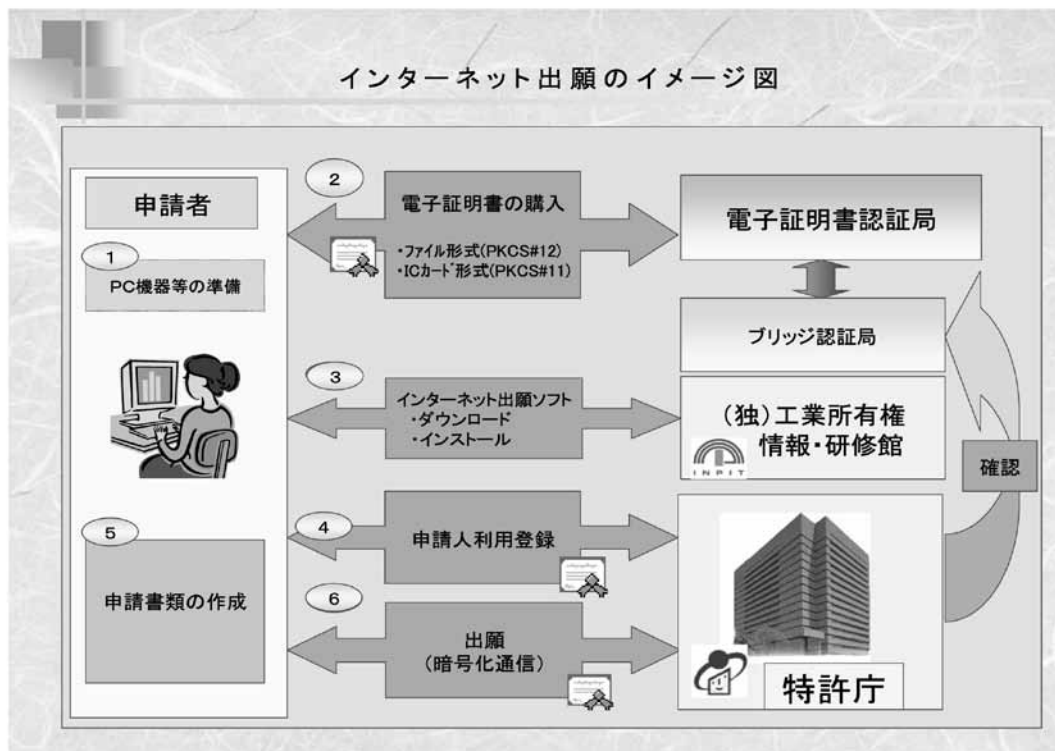


図3

出願フォーマットに変換した出願書類等をインターネット出願ソフトを利用して特許庁に送信（SSLを利用した暗号化通信）する。

4 電子出願の今後 (インターネット出願へ一本化)

3.2 電子出願の概要でも述べているように特許庁では、近年のインターネット利用者が年々増加しているのに対し、ISDNの加入契約者数は年々減少しており、この傾向は今後も続くことはほぼ確実である。そして、ADSL、光ファイバー、CATV等の大容量・高速通信が可能なブロードバンドを実現しているインターネット常時接続を前提とした回線が一般的となってきた状況を踏まえ、2010年（平成22年）3月末にパソコン出願を廃止し、同年4月からはインターネット出願へ一本化することが決定した。この決定を受け、INPITではパソコン出願を利用されている出願人・代理人の方々にインターネット出願へ円滑に移行していただくために「イ

ンターネット出願説明会」（平成21年7月～12月、全国47都道府県51回）を開催している。インターネット出願へ移行する際の注意事項等についてご説明するので、是非ご利用ください。

INPITではこうした取り組みを通じて、引き続きインターネット出願ソフトの普及と利便性向上に努めて参ります。

<注意>

現在のインターネット出願ソフトには、PCT国際出願の機能がないため、2010年（平成22年）1月にPCT国際出願の機能を持たせたインターネット出願ソフトをリリースの予定である。